



## 第2章 文京区と文京区を取り巻く 気候変動対策の動向

- 1 計画見直しの背景
- 2 国際的動向
- 3 国及び東京都の動向
- 4 文京区の状況



❖ 令和6年度環境保全ポスター図案コンクール 金賞作品



## 第2章 文京区と文京区を取り巻く気候変動対策の動向

### 1 計画見直しの背景

文京区では、区民・団体、事業者、区のあらゆる主体で取り組み、文京区の地域に係る気候変動対策を総合的、計画的に進め、地球温暖化防止に貢献することを目的として、「文京区地球温暖化対策地域推進計画」（以下「地域推進計画」という。）を2020（令和2）年3月に改定しました。

地域推進計画改定後の大きな国際的動向として、2021（令和3）年5月に開催された「G7 気候・環境大臣会合」では、全てのG7メンバーが2050年カーボンニュートラル及びこれと整合し大幅に強化された2030年目標にコミットした上で、全ての国、特に他の主要な排出国に対し、NDC（国が決定する貢献）を強化するよう要請されました。

我が国では、2050年カーボンニュートラルと統合的で、野心的な目標として、2030（令和12）年度において温室効果ガス排出量46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦が続けることが2021（令和3）年4月に表明されました。それらを踏まえて、地球温暖化対策推進本部により「日本のNDC」が決定され、「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。さらに、2023（令和5）年には「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」（GX推進戦略）が閣議決定されるなど、脱炭素社会の実現に向けた動きが一層加速しています。

東京都では「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」を2021（令和3）年に策定し、都内温室効果ガス排出量を2030（令和12）年までに50%削減（2000（平成12）年比）すること、再生可能エネルギー\*による電力利用割合を50%程度まで高めることが表明されました。これらの目標達成に向け、新築住宅への太陽光発電システムの設置を2025（令和7）年4月から義務化する制度が創設されるなど、再生可能エネルギー導入に向けた具体的な取組が急速に進んでいます。

本年度は計画期間（2020～2030（令和2～12）年度）の中間年度に当たることから、これまでの地域推進計画の進捗状況、区民・団体、事業者、区の地球温暖化対策に関する取組状況や課題の整理等を行い、計画の目標や取組を更新し、地域推進計画の見直しを行います。

## 2 国際的動向

### (1) 世界における気候変動の現状

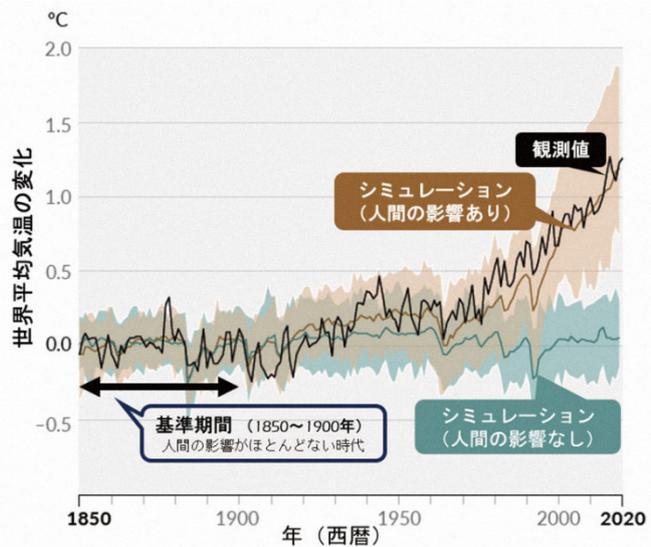
気候変動の影響は、地球規模での平均気温の上昇や海面水位の上昇、大雨の頻度や強度の増加、干ばつの増加など、世界中様々なところに現れています。2023（令和5）年は、記録的な高温となり、同年7月には、グテーレス国連事務総長が「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が到来した」という言葉で、警告しました。気候変動は、国境を越えて社会、経済、人々の生活に影響を及ぼす問題であり、国際社会の一致団結した取組が不可欠です。

2018（平成30）年10月にIPCC（気候変動に関する政府間パネル）\*により公表された「1.5℃特別報告書」では、将来の世界の平均気温上昇が1.5℃を大きく超えないようにするためには、2050年前後には世界の二酸化炭素排出量が正味ゼロになっている必要があると示されています。

さらに、2019（令和元）年には、IPCCの「土地関係特別報告書」、「海洋・雪氷圏特別報告書」が公表され、気候変動の進行の状況や、その対策の重要性・緊急性について報告されています。

「土地関係特別報告書」では、気候変動は、食料、生態系サービスの供給等、人間にとって欠かせない土地に対して追加的なストレスを生み、生計、生物多様性、人間の健康及び生態系の健全性、インフラ、並びに食料システムに対する既存のリスクを悪化させる可能性が高いとされており、食品ロスや廃棄物の削減に取り組むこと等により、持続可能な土地利用管理を行うとともに、あらゆる部門からの温室効果ガス排出量を削減する必要性が示されています。

「海洋・雪氷圏特別報告書」では、世界全体の海洋が、ほぼ確実に1970（昭和45）年より弱まることなく昇温していることが報告されており、高排出シナリオ\*（RCP8.5）では、海面水位は年間数センチメートルを超える速度で上昇し、その結果今後数世紀にわたって数メートル上昇すると予測されています。



出典) IPCC 第6次評価報告書第1作業部会報告書 政策決定者向け要約 暫定訳 図SPM.1(b) (文部科学省及び気象庁) より作成

図1 1850～1900年を基準とした世界平均気温の変化

### (2) 国際的な取組の進展

#### 1) 2030 アジェンダ

「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals : SDGs)を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、2015（平成27）年9月25日に、ニューヨーク・国連本部で開催された国連サミットで採択されました。2030アジェンダでは、発展途上国への開発協力だけでなく、先進国も自らの国内における課題への取組を強化し、国際社会全体として、将来にわたって持続可能な発展ができるよう取り組んでいくことが必要とされ、経済・社会・環境の3つの側面を調和する考え方が示されました。

SDGs は、2030 アジェンダに掲げられた国際目標であり、持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。これらのゴール・ターゲットには、「ゴール 13：気候変動に具体的な対策を」を始めとし、気候変動対策との関わりが深いものが含まれています。SDGs は、政府や自治体だけでなく、民間企業においても取り組む気運が国内外で高まっています。

表 1 SDGs の 17 のゴール

SDGs のゴール		
ゴール 1 貧困		あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
ゴール 2 飢餓		飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
ゴール 3 健康な生活		あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
ゴール 4 教育		全ての人々への包摂的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯教育の機会を促進する
ゴール 5 ジェンダー平等		ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女子のエンパワーメントを行う
ゴール 6 水		全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
ゴール 7 エネルギー		全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する
ゴール 8 雇用		包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（適切な雇用）を促進する
ゴール 9 インフラ		レジリエントなインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの拡大を図る
ゴール 10 不平等の是正		各国内及び各国間の不平等を是正する
ゴール 11 安全な都市		包摂的で安全かつレジリエントで持続可能な都市及び人間居住を実現する
ゴール 12 持続可能な生産・消費		持続可能な生産消費形態を確保する
ゴール 13 気候変動		気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
ゴール 14 海洋		持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する
ゴール 15 生態系・森林		陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・防止及び生物多様性の損失の阻止を促進する
ゴール 16 法の支配等		持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、全ての人々への司法へのアクセス提供及びあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度の構築を図る
ゴール 17 パートナーシップ		持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化

出典) 平成 30 年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書（環境省）より作成



## コラム 文京区内大学のSDGs 関連取組の紹介



持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）は、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す 17 のゴール・169 のターゲットから構成される国際目標です。SDGs に関する取組は、皆さんの生活を安全で豊かなものにする包括的取組で、地球温暖化や気候変動に関する取組もそのうちの一つです。文京区では、大学・団体の SDGs の活動を促進するため、『文京区内大学サステナビリティ関連取組紹介のための交流・意見交換会』を行っています。参加大学・団体は、2022 年度は 5 大学・団体、2023 年度は 11 大学・団体、2024 年度は 16 大学・団体と拡大しています。

第 3 回となる 2024 年度は、初めて区内の企業にも参加いただき各大学の取組について意見や感想をもらうなど、取組の輪が毎年広がっています。



### 2) パリ協定

気候変動に関する国際連合枠組条約第 21 回締約国会議（COP\*21）において採択されたパリ協定\*は、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前の水準と比べて 2℃より十分に下回るよう抑えること、並びに 1.5℃までに制限するための努力を継続するという緩和に関する目標に加え、気候変動の悪影響に適応する能力並びに気候に対する強靱性を高めるという適応も含め、気候変動の脅威に対する世界全体での対応を強化する目的を掲げています。IPCC 第 6 次評価報告書では、気温上昇が一時的に 1.5℃を超える場合は、超えない場合と比較して、多くの人間と自然のシステムがより深刻なリスクに直面すること、地球温暖化の進行に伴い損失と損害が増加し更に多くの人間と自然のシステムが適応の限界に達するであろうことなどが記載されています。

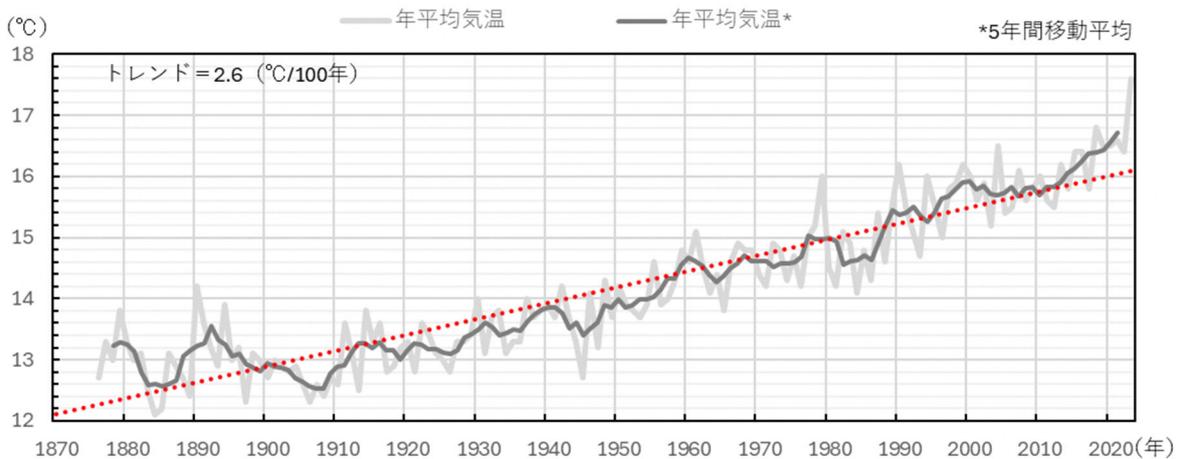
2018（平成 30）年開催の国連気候変動枠組条約第 24 回締約国会議（COP24）では、パリ協定を運用するための、全ての国に共通して適用される実施指針が採択されました。これは、2020（令和 2）年以降の削減目標の情報や達成評価の算定方法、各国の温室効果ガス排出量、削減目標の進捗・達成状況等の報告制度、資金支援の見通しや実績に関する報告方法等について規定するもので、世界全体で気候変動対策を進めていく上で重要なルールとなるものです。

### 3 国及び東京都の動向

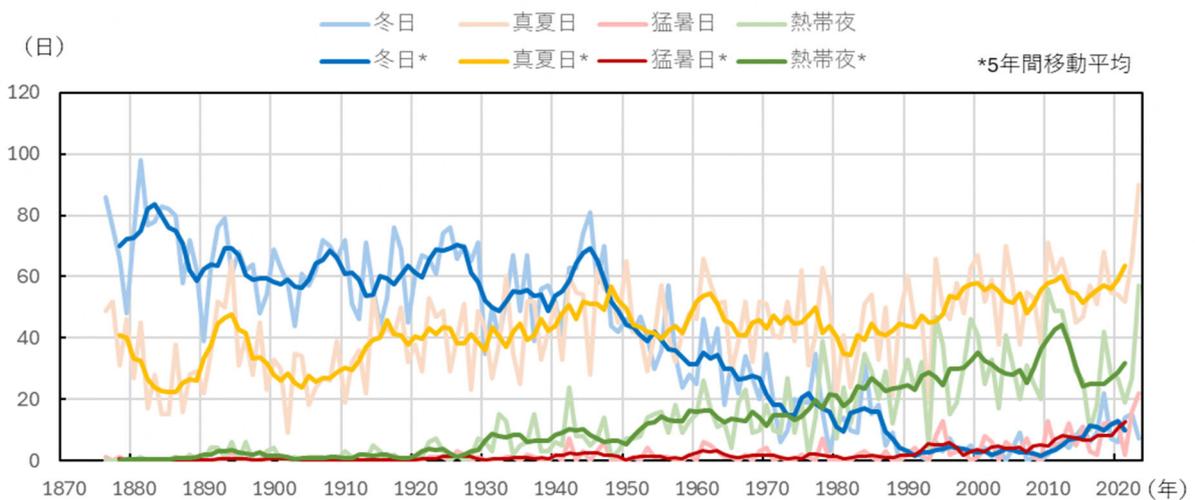
#### (1) 国内における気候変動の現状

日本の平均気温は、長期的には 100 年あたり 1.35℃の割合で上昇しており、特に 1990 年代以降高温となる年が多くなっています。東京の年平均気温も 100 年あたり 2.6℃の割合で上昇しており、真夏日・猛暑日・熱帯夜が発生しやすくなっています。

また、近年、気象災害をもたらす大雨・短時間強雨が頻発化する背景には、自然変動の影響による異常気象に加え、地球温暖化の影響があると考えられています。

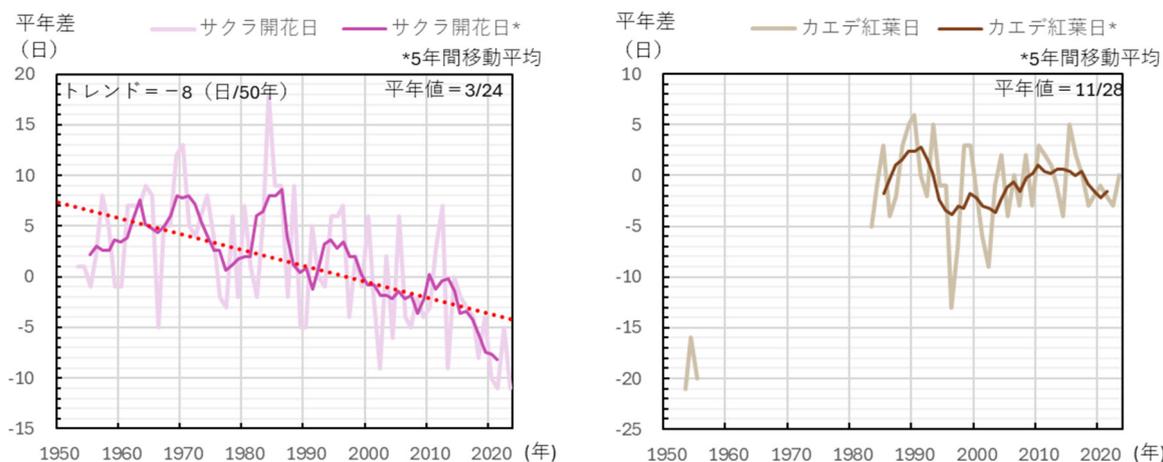


出典) 関東甲信地方のこれまでの気候の変化 (観測成果) (東京管区气象台) より作成  
図 2 東京都 (東京気象観測所 : 千代田区) の年平均気温の経年変化



出典) 関東甲信地方のこれまでの気候の変化 (観測成果) (東京管区气象台) より作成  
図 3 東京都の真夏日・猛暑日・熱帯夜・冬日の推移

東京管区気象台の観測によるサクラの開花日とカエデの紅葉日の経年変化では、サクラの開花は早まる傾向が現れており、50年あたり約8日早くなっている一方、カエデの紅葉は遅れる傾向が現れています。このような自然生態系の変化も実際に観測されており、今後、様々な影響が出てくるのが懸念されます。



出典)「生物季節観測の情報」(気象庁)より作成

図4 東京管区気象台のサクラ開花日・カエデ紅葉日の経年変化

気候変動の影響と考えられる自然災害の事例としては、「令和2年台風第10号による暴風、大雨等」、「令和3年7月1日から3日の東海地方・関東地方南部を中心とした大雨」、「令和5年梅雨前線及び台風第2号による大雨」、「令和6年台風第10号による大雨、暴風及び突風」等、近年、国内でも強い台風や集中豪雨等の極端な気象現象が毎年のように観測されており、広い範囲にわたる甚大な被害や影響が報告されています。また、東京都内の熱中症救急搬送人員数は、コロナ禍の影響で一時的に少ない時期があったものの、2018(平成30)年度以降は高い水準で推移しています。今後、気温が上昇するにつれて、このような極端な気象現象がさらに増加し、産業・経済活動や人々の生活へ様々な影響が及ぶ可能性が懸念されています。



出典)熱中症情報(総務省消防庁)、夏の熱中症死者数の状況(東京都)より作成

図5 東京都の熱中症救急搬送人員数、夏の熱中症死者数

## (2) 気候変動対策に関する国及び東京都の取組

### 1) 日本の CO<sub>2</sub> 排出量削減に対する目標

国の「地球温暖化対策計画」は、「2050年カーボンニュートラル」宣言、2021（令和3）年4月に表明された「2030年度の温室効果ガス排出46%削減（2013年度比）、さらに50%削減の高みを目指す」という野心的な削減目標の実現に向けて、2021（令和3）年10月に改定されました。主な対策・施策としては、「地域に裨益（ひえき）する再生可能エネルギーの拡大」、「住宅や建築物への適合義務付けの拡大」、「2050年に向けたイノベーション支援」、「データセンターの30%以上省エネ化に向けた研究開発・実証支援」、分野別横断的取組として、「2030年度までに100以上の『脱炭素先行地域』創出」などが示されました。

表2 「地球温暖化対策計画」の各部門の排出量の目安

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO <sub>2</sub> )		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO <sub>2</sub>		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 、メタン、N <sub>2</sub> O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO <sub>2</sub> )
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典）地球温暖化対策計画概要（環境省）

### 2) 地域脱炭素ロードマップ

2021（令和3）年6月の国・地方脱炭素実現会議で示された「地域脱炭素ロードマップ～地方からはじまる、次の時代への移行戦略～」では、脱炭素の基盤となる重点対策として、8つの対策が整理され、国はガイドライン策定や積極的支援メカニズムにより協力することが示されています。

- ① 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電
- ② 地域共生・地域裨益型再エネの立地
- ③ 公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB\*化誘導
- ④ 住宅・建築物の省エネ性能等の向上
- ⑤ ゼロカーボン・ドライブ（再エネ電気×EV/PHEV/FCV）
- ⑥ 資源循環の高度化を通じた循環経済への移行
- ⑦ コンパクト・プラス・ネットワーク\*等による脱炭素型まちづくり
- ⑧ 食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立

### 3) エネルギー需給の見通し

2021（令和3）年10月に策定された第6次エネルギー基本計画は、2021（令和3）年4月に表明された「2030年度の温室効果ガス排出46%削減（2013年度比）、さらに50%削減の高みを目指す」という野心的な削減目標の実現に向けて、エネルギー政策の道筋を示したものとなっています。2030（令和12）年度の新たな削減目標をふまえ、徹底した省エネや非化石エネルギーの拡大を進める上で、需給両面における様々な課題の克服を野心的に想定した場合、どのようなエネルギー需給の見通しとなるのかも示されました。

見通しで示された2030（令和12）年度の再生可能エネルギー導入量は、足下の導入状況や認定状況を踏まえつつ、各省の施策強化による最大限の新規案件形成を見込むことにより、3,130億kWhの実現を目指す（政策対応強化ケース）こととなっています。その上で、2030（令和12）年度の温室効果ガス46%削減に向けては、もう一段の施策強化等に取り組むこととし、その施策強化等の効果が実現した場合の野心的なものとして、合計3,360～3,530億kWh程度（電源構成では36～38%）の再生可能エネルギー導入を目指すこととされています。

### 4) 東京都の取組

#### ■ゼロエミッション東京戦略

2021（令和3）年1月、東京都は、2030（令和12）年までに温室効果ガス排出量を50%削減（2000（平成12）年比）する「カーボンハーフ」を表明しました。さらに、2021（令和3）年3月には、これらの実現に向けて、2019（令和元）年に策定・公表した「ゼロエミッション東京戦略」をアップデートし、行動を加速させています。

「2030年カーボンハーフ」の実現には、更なる省エネの推進や脱炭素エネルギー利用への転換を強力に進めていくことが不可欠であるため、エネルギー消費量を50%削減すること、そして、再生可能エネルギーの利用割合を50%程度まで高めることを目指すこととしています。

## 行動の加速を後押しする2030年目標の強化【5目標】

	(現行目標)	
➤ 都内温室効果ガス排出量(2000年比)	30%削減	⇒ <b>50%削減</b> ※
➤ 都内エネルギー消費量(2000年比)	38%削減	⇒ <b>50%削減</b> ※
➤ 再生可能エネルギーによる電力利用割合	30%程度	⇒ <b>50%程度</b> ※
➤ 都内乗用車新車販売	⇒	<b>100%非ガソリン化</b>
➤ 都内二輪車新車販売	⇒	<b>100%非ガソリン化(2035年まで)</b>

※ 温室効果ガス排出量等の目標と施策のあり方については、今後、東京都環境審議会において検討を進めていく予定  
出典）“ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report”の概要（東京都）

図6 東京都の2030年目標

## ■ 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（キャップ&トレード制度）

“温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（キャップ&トレード制度）”は大規模事業所\*にCO<sub>2</sub>排出量の削減義務を課す制度で、オフィスビル等も対象となります。

キャップ&トレード制度で報告及び削減義務の対象となる排出活動の範囲は表 3 に示すとおりで、第 4 計画期間（2025～2029（令和 7～11）年度）からは、再エネ・省エネに取り組んでいる事業者の取組効果が反映されるように改正されています。

表 3 キャップ&トレード制度の対象範囲

算定対象とする燃料等	原油換算エネルギー使用量 (制度対象要件の対象)	特定温室効果ガス排出量 (削減義務対象)	その他ガス排出量 (削減義務対象外)	使用量報告	備考
化石燃料※1	●	●	-	●	※1：改正省エネ法で報告される化石燃料種と整合
他者から供給される電気・熱※2	●	●	-	●	※2：CGS・工場排熱を利用した電気・熱は算定対象 清掃排熱を利用した電気・熱は算定対象外
再エネ由来の電気・熱	オンサイト	-	△※4	●	※3：事業所外から供給される再エネ電気（熱）は算定対象（ただし、自営線等で再エネ設備由来の電気及び熱のみが供給される場合を除く。） ※4：再エネは算定対象外であるが、持続可能性が担保されていることが確認できないバイオマスは算定対象
	オフサイト (自己託送・PPA)	●※3	△※4	●	
	証書	-	△※4	●	
非化石燃料※5	排出係数及び地球温暖化係数が設定されている燃料	-	-	●	※5：改正省エネ法及び改正温対法で報告される非化石燃料（廃棄物燃料など）・ガスと整合 ※6：水素やアンモニアなどが対象
	上記以外の燃料※6	-	-	●	
製品の製造・加工に伴い発生するガス※5	-	-	●	●	
水の使用、下水への排水※7	-	-	●	●	※7：第三計画期間と同様の取扱い

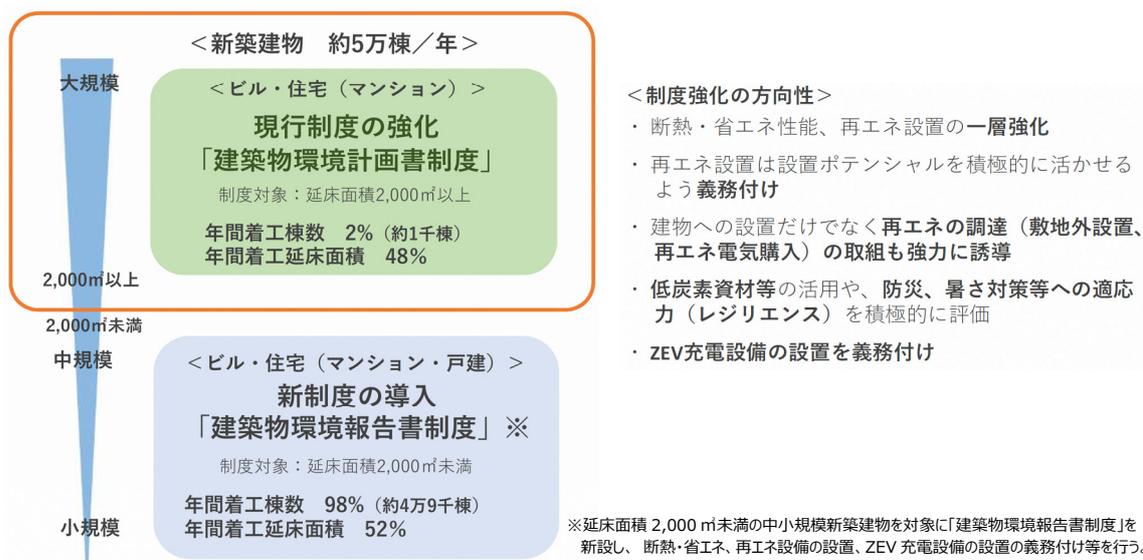
\* 使用量報告する再エネについては、改正省エネ法で報告される電気・熱と整合  
\* 海水熱、河川水熱、地下水熱、地中熱、大気熱については、使用量の報告を求めないが、使用した場合はその内容を記載できる欄を地球温暖化対策計画書に設けることを想定  
ただし、ヒートポンプ等の施設又は設備で使用した熱については、改正省エネ法と同様に、報告及び地球温暖化対策計画書への記載の対象外とすることを想定

出典）第 7 回削減義務実施に向けた専門的事項等検討会資料「2025 年度以降のキャップ&トレード制度について」（東京都）

## ■ 建築物環境計画書制度

建築物環境計画書制度とは、延床面積 2,000m<sup>2</sup> 以上の建物を新築（新築・増築・改築）する建築主（年間約 800 件程度）を対象に①環境配慮の取組の内容と評価（3 段階）を記載した計画書の提出や②「省エネルギー性能基準（断熱・省エネ）への適合」や「再エネ利用（再エネ設置・再エネ電気調達）の検討」、③「マンション環境性能表示」の表示などを義務付けるものです。

環境確保条例・規則等の改正（令和 4 年 12 月 22 日公布）により、建築物環境計画書制度についても制度の強化・拡充が図られ、2024（令和 6）年度以降に順次制度が施行される予定です。



出典）カーボンハーフの実現に向けた建築物環境計画書制度の強化・拡充について（東京都）

図 7 建築物環境計画書制度と建築物環境報告書制度の対象範囲

### (3) 気候変動の影響への適応

気候変動に起因する災害等の影響への備えの必要性が高まっていることから、2018（平成 30）年には「気候変動適応法」が公布・施行されるとともに、「気候変動適応計画」が閣議決定されました。気候変動の影響は、気候条件、地理的条件、社会経済条件等によって地域ごとに大きく異なることから、同計画では、基盤的施策の一つとして、「地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進」を掲げており、国と地方公共団体等が連携して地域における適応策を推進することとしています。

同計画は、2020（令和 2）年 12 月公表の気候変動影響評価報告書を勘案し、防災、安全保障、農業、健康等の幅広い分野で適応策を拡充し、2021（令和 3）年 10 月に変更されています。

表 4 「気候変動適応計画」における施策

分野別施策	(1) 農業、森林・林業、水産業 (2) 水環境・水資源 (3) 自然生態系 (4) 自然災害・沿岸域 (5) 健康 (6) 産業・経済活動 (7) 国民生活・都市生活
基盤的施策	(1) 気候変動等に関する科学的知見の充実及びその活用 (2) 気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保 (3) 地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進 (4) 事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進 (5) 気候変動等に関する国際連携の確保及び国際協力の推進

出典) 気候変動適応計画（環境省）より作成



### コラム 緩和と適応ってなに？

温暖化対策には、大きく分けて「緩和」と「適応」の 2 種類があります（下図参照）。緩和は温室効果ガス排出を抑制することで、最優先で取り組む必要があります。そして、緩和を実施しても温暖化の影響が避けられない場合、その影響に対して自然や人間社会のあり方を調整していくことが適応です。



出典) 環境省資料

## 4 文京区の状況

気候変動対策は、区が有する歴史・文化的資産や伝統を受け継ぐ都市環境の中で、教育機関を始めとした地域産業や、区内で学び、働き、暮らす人々との連携を図りながら進めていく必要があります。

### (1) 区域の特徴

#### 1) 位置・面積

文京区は、東京 23 区のほぼ中心に位置し、面積は 11.29km<sup>2</sup>です。

#### 2) 人口・世帯

区では、人口・世帯数ともに、近年は増加傾向が続いています。単身世帯の割合が半分以上を占めており、全国や東京都より高い比率となっています。単身世帯の年齢構成は 40 歳未満が半分近くを占めており、比較的若い世代が多くなっています。

#### 3) 事業所

区の事業所は、事務所ビルと学校が延床面積の大部分を占めています。事務所ビルの延床面積は、概ね横ばいとなっており、学校は増加傾向となっています。学校の延床面積は、大学が約 8 割を占めています。

#### 4) 運輸

区内の登録自動車保有台数は、緩やかな減少傾向で推移していましたが、近年は微増しています。鉄道乗降者数は、緩やかな増加傾向で推移していましたが、2020（令和 2）年度に減少し、その後再び増加しています。

#### 5) みどりの状況

区内では、台地や崖線に現在も多くのみどりが分布しています。江戸時代の大名屋敷が姿を変え、現在では六義園等の区を代表するまとまったみどりとなっています。また、本駒込・西片・白山・小日向・関口等には比較的にみどりの多い住宅街が、本駒込付近には神社・仏閣の集積が見られ、軒先や境内等の身近なみどりが多く分布しています。

### (2) 見直し前計画の進捗状況

#### 1) 削減目標

見直し前計画の目標は、文京区全体の二酸化炭素排出量の総量を基準年度\*比で 28%削減（電力排出係数\*は固定）することです。これに加えて、区の二酸化炭素排出量に占める割合が大きい民生（家庭）部門と民生（業務）部門について、部門別の目標を設定しています。

表 5 見直し前計画の削減目標

区分	項目	目標値	参考値
		電力排出係数固定	電力排出係数変動
総量目標	2013(平成 25)年度比 削減率	▲28%	▲36%
部門別目標	民生(家庭)部門 1 世帯当たり	▲794kg-CO <sub>2</sub> (削減率 ▲28%)	▲1,144kg-CO <sub>2</sub> (削減率 ▲37%)
	民生(業務)部門 床面積 100 m <sup>2</sup> 当たり	▲3,585kg-CO <sub>2</sub> (削減率 ▲34%)	▲4,922kg-CO <sub>2</sub> (削減率 ▲42%)

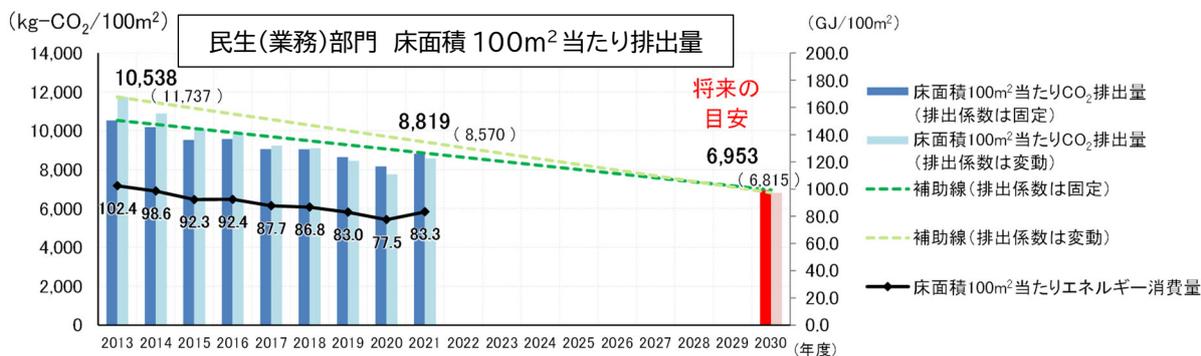
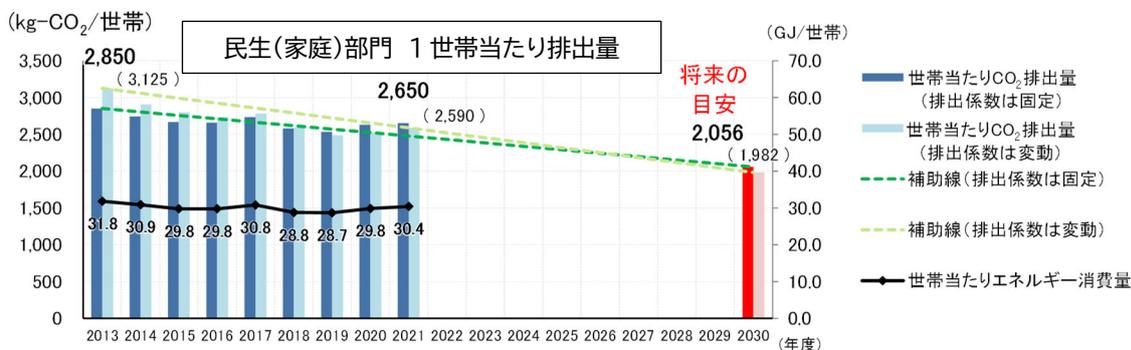
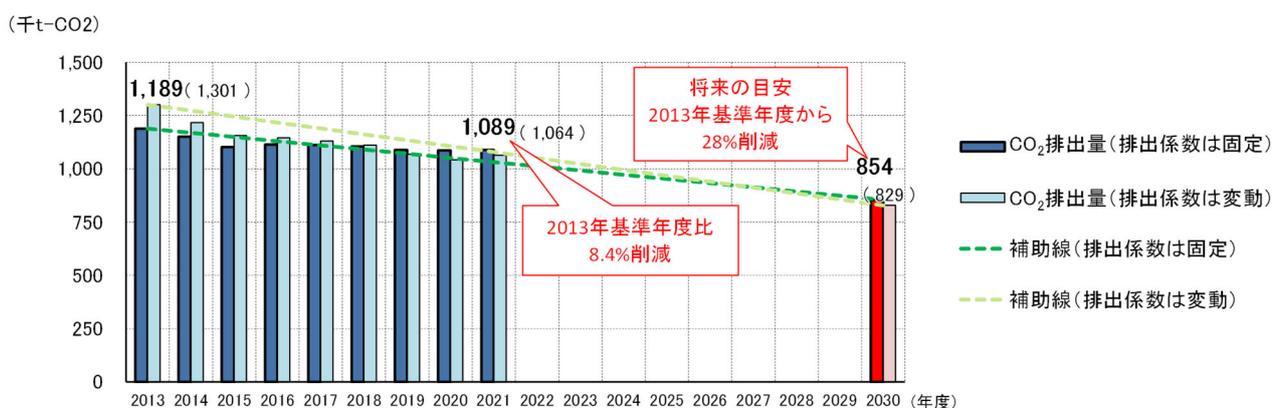
## 2) 進捗状況

文京区における二酸化炭素総排出量（2021（令和3）年度）は、基準年度（2013（平成25）年度）に比べて8.4%減少しました。部門別にみてもいずれも減少しています。

表 6 見直し前計画の削減目標に対する進捗状況

区分	項目	基準年度	直近3か年度の実績			基準年度比
		2013	2019	2020	2021	2021
総量目標	二酸化炭素総排出量 (千t-CO <sub>2</sub> )	1,189 (1,301)	1,089 (1,068)	1,087 (1,043)	1,089 (1,064)	▲8.4% (▲18.2%)
部門別目標	民生(家庭)部門 1世帯当たり排出量 (kg-CO <sub>2</sub> /世帯)	2,850 (3,125)	2,534 (2,487)	2,631 (2,526)	2,650 (2,590)	▲200 (▲535)
	民生(業務)部門 床面積100m <sup>2</sup> 当たり排出量 (kg-CO <sub>2</sub> /100m <sup>2</sup> )	10,538 (11,737)	8,641 (8,449)	8,166 (7,768)	8,819 (8,570)	▲1,719 (▲3,167)

※ カッコ内の数値は電力排出係数変動のもの。



※ カッコ内の数値は電力排出係数変動のもの。

図 8 見直し前計画の削減目標に対する進捗状況

### (3) アクションプランの進捗

省エネルギーの推進について、「庁内 CO<sub>2</sub> 実排出量（床面積:100m<sup>2</sup> 当たり）」は、計画策定時と比べて大きく減少しました。「地球温暖化に関する意識向上率」は区民、事業者ともに計画策定時よりも低下しており、より一層の向上を図る必要があります。

区内再生可能エネルギー設備導入量は、5,682kWとなりました（現時点では全て太陽光発電設備）。スマートシティ\*の推進のうち「自転車シェアリング\*利用回数」は登録会員数の増加や連携区全体でのサイクルポートの増加により、計画策定時よりも2倍以上の増加となりました。「コミュニティバス利用者数」は、路線数の増加等の影響で計画策定時より利用者が増加しています。

循環型社会の形成について、「区民1人1日当たりの一般廃棄物総排出量」は847g/人日、「区民1人1日当たりの家庭ごみ排出量」は333g/人日となりました。

気候変動の影響への適応について、「熱中症救急搬送人員数」は昨年度より1.2倍程度に増加し、基準年度よりやや増加しています。地域防災力（活動助成件数）は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、助成金を活用して訓練を実施する組織が減少していましたが、今年度は計画策定時より増加しています。透水性舗装路線数・雨水浸透ます\*数は、道路改修の工事にあわせて改良しています。

表 7 進行管理指標（見直し前計画）

分野	指標	計画策定時 (2018年度)	現状 (2023年度)	現状の 評価	将来の目安 (2030年度)
1 省エネルギーの推進	地球温暖化に対する意識向上率（区民）	91%	88%	○	100%
	地球温暖化に関する意識向上率（事業者）	89%	87%	○	100%
	庁内 CO <sub>2</sub> 排出量 (床面積:100 m <sup>2</sup> 当たり)	4.17 t-CO <sub>2</sub>	2.46 t-CO <sub>2</sub>	◎	3.10 t-CO <sub>2</sub>
2 再生可能エネルギー等の利用促進	区内再生可能エネルギー設備導入量	4,134 kW	5,682 kW	◎	4,953 kW
3 スマートシティの推進	コミュニティバス利用者数	933,503 人	1,092,942 人	◎	策定時より増加
	自転車シェアリング利用回数	345,211 回	778,435 回	◎	策定時より増加
	緑被地面積	207.4 ha	215.9 ha	◎	214.5 ha <sup>※1</sup>
	緑被率	18.4%	19.1 %	◎	19 % <sup>※1</sup>
4 循環型社会の形成	区民1人1日当たりの一般廃棄物総排出量 <sup>※2</sup>	958g/人日 (2019年度)	847g/人日	○	747 g/人日
	区民1人1日当たりの家庭ごみ排出量 <sup>※2</sup>	358g/人日 (2019年度)	333g/人日	○	269 g/人日
5 気候変動の影響への適応	地域防災力（活動助成件数）	68 件	61 件	△	策定時より増加
	透水性舗装路線数	-	6 路線 <sup>※3</sup>	◎	策定時より増加
	雨水浸透ます数	-	7 個 <sup>※3</sup>	◎	策定時より増加
	熱中症救急搬送人員数	94 名	103 名	△	策定時より減少

現状の評価の凡例) ◎達成の見込み有、○達成まで引き続き行動が必要、△達成までさらなる行動が必要

※1:「文京みどりの基本計画」に合わせて目標年度を2029年とします。 ※2:「文京区一般廃棄物処理基本計画（令和3年3月策定）」に基づく数値とし、基準年度を2019年度とします。 ※3:各年度内に新たに工事または設置した数。